

## 資 料

## 1991年ブルガリア共和国憲法（全訳）

ストイチェヴァ ビストラ 訳  
直川 誠 蔵

## I 解説

- 1 はじめに
- 2 ブルガリア憲法の歴史
- 3 ブルガリア共和国新憲法の基本的特徴

## II ブルガリア共和国憲法

## I 解 説

## 1 はじめに

1989年、東ヨーロッパでは大幅かつ根本的な「改革」が行われた。1月にハンガリーで集会と結社の自由が回復し、6月にポーランドの国政選挙で連帯労組が圧勝し、11月9日にはベルリンの壁が崩壊した。その翌日にはブルガリアで、2週間後にはチェコ・スロヴァキアで、そして12月22日にはルーマニアで政変が起った。

政変とともに、社会主義から自由民主主義へ移行する政治経済的な改革が始まり、その改革は憲法を含む法律の変化を伴った。

## 2 ブルガリア憲法の歴史

500年にわたるトルコの行政支配の下にあったブルガリアは、1878年に独立し、近代国家としてのその発展が始まった。まず、中世の旧首都ティルノヴォで、いわゆるティルノヴォ憲法（1879年4月16日採択）が第1回の制憲国民議会で採択された。そのティルノヴォ憲法のもとでブルガリア法の近代化は急速に進展するが、現実には500年にわたるオットーマン・トルコ支配のもとでトルコ法がさまざまな分野で効力をもち続け、急速に進展した西政法をモデルと

する立法作業の過程では、暫定的に多元的法原則が存在したのである。19世紀末から20世紀初頭にかけて進展したブルガリア法の近代化は、西欧先進国の法制度を導入することであった。

ティルノヴォ憲法の諸原則に反する王国の反動的政策はすでに1935年以来際立っていたので、これに対抗する労働者党を中心として組織されていた祖国戦線（1942年結成）は国内抵抗闘争を行い、解放軍として進出したソ連軍の協力のもとで1944年9月9日には新政府を樹立した。

人民権は当初ブルガリア人民体制の基盤をティルノヴォ憲法の復活とすることを暫定的に認めてはいたが、1946年8月のレフェレンダム実施法以降は、実質的には人民体制が旧憲法体制とは根本的に異なる生産手段の国有、計画経済などの原則に立つものであることを示した。このような人民体制の形式を規定したのが1947年12月4日に採択された人民民主主義憲法、いわゆるディミトロフ憲法であった。ディミトロフ憲法は同時代の他の人民民主主義国の憲法と同様、1936年のソ連憲法をモデルとする憲法であった。同憲法はその後、1971年5月18日に大幅に改正されて、1990年までに適用されていた。

1990年の改正憲法は、経済活動に対する国家支配についての規定を削除し、また1991年に採択された新憲法は、私的所有権・自由市場経済を承認し、これからのブルガリアが民主主義・法治主義・福祉国家として発展することを宣言した。これは、東欧諸国の中では最初に成立した新たな民主憲法であった。

### 3 ブルガリア共和国新憲法の基本的特徴

新憲法は、10章から成り立つ。

第1章の憲法体制の基本的原則は、ブルガリアが民主主義・法治主義・福祉国家として発展するための基盤である。具体的に、民主主義には、共和政体をとる統一国家、政治的複数主義、人権の尊重など、法治主義には法の支配や権力分立<sup>(1)</sup>や条約の優位適用など、福祉国家には家族の保護、労働の保障、環境の保全などが含まれている。私的所有の法認、所有制の多元主義、自由経済を導入しようとする点に眼目のおかれた脱社会主義の憲法でもある。

第2章の市民の基本的権利と義務は、「基本的人権保護に関する国際協定」

- 
- (1) 憲法は、法の制定・執行・適用を区別し、立法権を国民議会に、行政権を内閣に、司法権を裁判所に帰属せしめる点は社会主義時代からと変わりはないが、それぞれの独立性を確保し、政党や行政機関などから司法権への介入がないように新たな裁判制度を制定した。

に基づいたものである。

第3章の国民議会、および第5章の内閣の構成は、旧憲法と同様であるが、第4章の大統領、および新憲法の採択のため必要である大国民議会（第9章）は、新たに採用されたものである。ブルガリアは、先進国の経験に倣って、大統領制的な共和制を採用したといえよう。それとともに、権限のバランスを狙ったとも考えられる。それに対して、大国民議会は、もっぱらティルノヴォ憲法の原則、伝統の復活を考慮して導入された制度である。

第6章は、司法権に関する規定が含まれている。新たな裁判制度<sup>(2)</sup>の制定とともに、司法権の独立性、公正性の確保を目的とする規制である。最高裁判理事会、最高行政裁判所および憲法裁判所（第8章）の設置は、ブルガリアに始めて導入されたのである。このように、全ての裁判所の活動、および裁判と関係のある者の任命・解任が監督され、行政機関および公務員の違法な行為に対する市民の保護に関する対策が採用され、法律の合憲性、選挙の適法性などが確保されるのである。

第7章の地方自治および地方行政は、地方自治体および州のみを主要な地域単位として定め、地方自治体の所有権を認めている。

第10章はブルガリア共和国のイメージを作り出す象徴的な付属物に関するものである。

新憲法は、ブルガリアが民主主義、法治主義国家として発展するための基本的原則を定めたと同時に、それを実現するために数多くの法律の制定を必要とした。新憲法の採択後、国民議会は、内部の紛争を解決しながら、ほとんど全ての重要な法律を討議し、制定したのである。しかしながら、民営化法の採択、外資法の緩和などが遅かったので、自由経済への移行は難しくなった。したがって、ブルガリアは、経済的改革よりも政治的改革の方に優位を与えて、新憲法の制定で新たな道を歩み始めたのである。

以下において、1991年7月12日大国民議会で制定された新ブルガリア憲法を全訳する。

なお、〔 〕の部分は筆者による補足箇所であり、（ ）の部分は憲法本文にあるものである。

(2) ブルガリアの新たな裁判制度について、ストイチェヴァ ヒストラ「ブルガリアの裁判所制度」比較法学32巻2号405-414頁（1998）。

〔1980年代末頃東・中欧諸国において連続的に発生した政治的大変動の結果、これらの諸国の大多数（ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、ルーマニアおよびブルガリア）はいわゆる“人民民主主義国”から“共和国”に政体が変更され、またあるもの（東独）はその独立的存在を失った。ここに掲載することをえたブルガリア共和国憲法の解説および翻訳は、ブルガリア出身の元法学比較法研究所助手ストイチェヴァー ビストラ氏が直接原資料に基づいて厳密に作成されたものである。直川はその求めに応じて多少の校閲を施したに過ぎない。なお、校閲の際に依拠した主な資料は以下に示すとおりである。第2の資料については同僚早川弘道教授の教示をえた。

- 1) Конституция на Република България (В сила от 13. 07. 1991 г.) [from <http://www.parliament.bg/Const 1991.htm>]
- 2) Constitution of the Republic of Bulgaria, 12 July 1991 [The rebirth of democracy, 12 constitutions of central and eastern Europe, edited by The International Institute for Democracy, 2<sup>nd</sup> ed., revised, Council of Europe Publishing, 1996, pp. 15~47]
- 3) Сава Константинов Чукалов, Българско-русски речник, Държавно издателство “Наука и изкуство”, София, 1960.
- 4) Bulgarian-English Dictionary, Second Photocopy Edition with Addenda, Sofia, Publishing House NAUKA I IZKOUSTVO, 1983.
- 5) 森安達也・今井淳子『ブルガリア—風土と歴史—』恒文社, 1981.
- 6) 稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』ナウカ社, 1992.

—以上直川記

## II ブルガリア共和国憲法

（1991年7月12日採択，同年官報第56号において公布）

（前文）

われわれ，第7次大国民議会の国民代表は，ブルガリア国民の意志を表現せんとする欲求をもって，

全人類的な価値である自由，平和，人道主義，平等，公正および寛容への忠誠を誓約し，

個人の権利，その尊厳および安全を最高の原則とし，

ブルガリアの民族の一致団結と国家の統一を保護する必須の義務を意識し，民主主義国家，法治国家および福祉国家を創建する決意を宣言し，この憲法を制定する。

# 憲 法

## 第1章 基本的原則

第1条 (1) ブルガリアは，議会制共和国である。

(2) 国家の全権力は，人民から生ずる。全権力は，直接に人民により，および〔間接に〕本憲法で定められた機関により，実現する。

(3) 人民のいかなる一部，政党またはその他の組織団体，国家機関あるいは個人も，人民の主権の実現を篡奪することはできない。

第2条 (1) ブルガリア共和国は，地方自治に基づく統一国家である。共和国内において，自治的領土〔自治地区〕の形成をしてはならない。

(2) ブルガリア共和国の領土保全は，不可侵である。

第3条 共和国における公式言語は，ブルガリア語である。

第4条 (1) ブルガリア共和国は，法治

国家である。ブルガリア共和国は国の憲法および法律に従って治められる。

(2) ブルガリア共和国は，個人の生命，尊厳および権利を保障し，人と市民社会の自由な発達のための条件をつくり出す。

第5条 (1) 憲法は最高の法律であり，その他の法律はこれに矛盾してはならない。

(2) 憲法の規定は，直接の効力をもつ。

(3) 何人も，それがなされた時点で法律によって犯罪と認められていなかった作爲または不作為に関して有罪宣告を受けてはならない。

(4) 憲法の手続きに従って批准，公布され，発効した条約は，国の国内法の一部である。条約は，これに矛盾する国内法の規範に優先する。

(5) 全ての法令は，公布される。その発効は，法令において別段の期間が定められ

ていない限り、公布日から三日後とする。

**第6条** (1) 全ての人は、尊厳と権利の点で、自由で平等な者として誕生する。

(2) 全ての市民は、法の前に平等である。人種、民族、種族帰属、性、出生、宗教、教育、信条、政党帰属、個人的および社会的状態もしくは身分または財産状況に基づくいかなる権利制限または特権もあってはならない。

**第7条** 国家は、その機関および公務員の違法なアクトまたは行為から生じた損害に関して責任を負う。

**第8条** 国家権力は、立法権、執行権および司法権に分かたれる。

**第9条** 軍隊は、国の主権、安全および独立を保障し、その領土的保全を防衛する。

**第10条** 選挙、全国および地方の国民投票〔レフェレンダム〕は、秘密投票をもって、普通、平等および直接の選挙権にもとづいて実施される。

**第11条** (1) ブルガリア共和国における政治的生活は、複数政党制に基づく。

(2) いかなる政党またはイデオロギーも、これを国家的ものとして宣言または確立されえない。

(3) 政党は、市民がその政治的意志を形成し、表現することに寄与する。政党の創立および解散の手続き、ならびにその活動に関する条件は、法律で定められる。

(4) 種族的、人種的または宗教的な基盤の政党、および国家権力の暴力的奪取を目的とする政党は、これを創立してはならない。

**第12条** (1) 市民の団体は、市民の利益の充足および保護に奉仕する。

(2) 労働組合をも含め、市民の団体は、政党に特有である政治的目的を掲げ、また政治的活動を行ってはならない。

**第13条** (1) 信教は、自由である。

(2) 宗教的機関は、国家から分離されている。

(3) ブルガリア共和国における伝統的な宗教は、東方正教〔ギリシャ正教〕である。

(4) 宗教的な団体および機関、ならびに信条は、政治的な目的で利用してはならない。

**第14条** 家族、母性および子供は、国家および社会の保護のもとにある。

**第15条** ブルガリア共和国は、国の環境の保全および再生、動植物界の維持および多様化ならびに天然資源の理性的な使用を確保する。

**第16条** 労働は、法律によって保障および保護される。

**第17条** (1) 所有権および相続権は、法律によって保障および保護される。

(2) 所有には、私的所有および公的所有がある。

(3) 私的所有は、不可侵である。

(4) 国有および自治体有である客体に関する制度は、法律によって定められる。

(5) 国家および地方自治体の必要による財産の強制収用は、法律にもとづき、それ以外に方法がなく、事前の等価による補償がある場合にのみ、これを行うことができる。

**第18条** (1) 地下の資源、海岸、共和国の道路、国民的意義のある水域、森林および公園、法律によって定められた自然特別保護区および考古学的特別保護区は、国家の独占的所有である。

(2) 国家は、大陸棚に対し、およびその海域の生物資源、鉱物資源およびエネルギー資源の研究、開発、使用、保全および管理をするための独占的経済地域において、その主権を行使する。

(3) 国家は、国際協定によってブルガリア共和国に割当てられた無線周波数および人工衛星固定軌道に対してその主権を行使する。

(4) 鉄道運輸、国民の郵便および長距離通信網、核エネルギーの使用、放射性生産物、武器、爆発物および生物学的劇物に対し法律によって国家独占を制定することができる。

(5) 国家が〔本条文の〕先行各項に該当する対象に関する特権または活動に関する許可を与える要件および手続きは、法律によって定められる。

(6) 国家の財産は、市民および社会の利益のために運営される。

**第19条** (1) ブルガリア共和国の経済は、自由な経済的イニシアチブ〔発意〕に基づく。

(2) 法律は、独占的地位の濫用、不公正な競争を予防し、消費者を保護することによって、全ての市民〔自然人〕および法人に対して経済活動を行うためのひとしい法的条件を確定および保障する。

(3) ブルガリアと外国の市民〔自然人〕および法人の投資および経済活動は、法律によって保護される。

(4) 法律は、経済的および社会的発展を達成するために、市民〔自然人〕および法人の協同組合的およびその他の形態の協同組織化の条件を制定する。

**第20条** 国家は、その金融、融資〔商業上の信用〕および投資の政策によって、国

の個別地域の均衡のとれた発展のための条件を創設し、および地域の団体および地域的活動を支援する。

**第21条** (1) 土地は、国民の基本的な富であり、国家および社会の特別の保護をうける。

(2) 耕地は、農業目的だけに使用される。その使用目的の変更は、必要性が証明された場合において、法律で定められた条件と手続きに従って、例外として認められる。

**第22条** (1) 外国人および外国法人は、法定相続の場合を除いて、土地の所有権を取得することができない。取得した場合には、彼等は、その所有権を譲渡しなければならない。

(2) 法律で定められた条件の下で、外国人および外国法人は、使用权、建築権およびその他の物権を取得することができる。

**第23条** 国家は、科学、教育および芸術の自由な発展のための条件を作り出し、これを助成する。国家は、国民の歴史および文化的継承物の保存につとめる。

**第24条** (1) ブルガリア共和国の対外政策は、国際法の原則および規範に従って実施される。

(2) ブルガリア共和国の対外政策の基本的目的は、国民の安全、国の独立、ブルガリア市民の福祉およびその基本的権利と自由、ならびに公正な国際秩序の確立への協力である。

## 第2章 市民の基本的権利および義務

**第25条** (1) ブルガリア人とは、少なくとも両親の一人がブルガリア人である者、またはブルガリア共和国の領土に生まれ血統により他国の国籍を取得しなかった者という。ブルガリア国籍は、帰化によっても

これを獲得することができる。

(2) ブルガリア血統の者は、簡易化された手続きでブルガリア国籍を獲得する。

(3) 出生によるブルガリア人に対しては、そのブルガリア国籍を剥奪することは

できない。

(4) ブルガリア共和国の市民は、ブルガリアの国外に追放され、または他国に引き渡されてはならない。

(5) 外国にあるブルガリア人は、ブルガリア共和国の保護の下にある。

(6) ブルガリア国籍の獲得、保持および喪失の条件および手続は、法律によって定められる。

**第26条** (1) ブルガリア共和国の市民は、その所在地のいかにかわからず、本憲法による全ての権利および義務を有する。

(2) ブルガリア共和国に居住する外国人は、憲法および法律がブルガリア国籍を必要とする権利および義務を除いて、本憲法による全ての権利と義務を有する。

**第27条** (1) 合法的根拠に基づいて国に住んでいる外国人は、法律で定められた条件および手続きに従って行われる場合を除いて、国外に追放され、またはその同意なしで外国に引き渡されてはならない。

(2) ブルガリア共和国は、その信条または国際的に認められた権利と自由の保護を目指す活動のために迫害された外国人に対して避難〔亡命〕を受け入れる。

(3) 避難〔亡命〕の受け入れ条件および手続きは、法律によって定められる。

**第28条** 各人は、生命に対する権利を有する。人間の生命を奪うことは、もっとも重大な犯罪として刑罰に処せられる。

**第29条** (1) 何人も、拷問、残酷なもしくは自尊心を傷つけるような待遇、また同様に強制的〔民族〕同化措置を受けてはならない。

(2) 何人も、その自発的な書面による同意なしに、医療、学術またはその他の実験の対象とされてはならない。

**第30条** (1) 各人は、人身の自由および

不可侵の権利を有する。

(2) 何人も、法律によって定められた条件および手続による場合を除いて、逮捕、搜索、身体検査、または個人不可侵を蹂躪するその他の侵害を受けてはならない。

(3) 法律で明確に定められた緊急な場合には、国家機関は市民を逮捕することができる。この場合に、遅滞なく司法機関にこれを通知する。逮捕から24時間以内に、司法機関はその合法性に関して判定する。

(4) 各人は、その逮捕または被疑者として問われた時点から弁護士に依頼する権利を有する。

(5) 各人は、人のいないところで弁護人と会う権利がある。弁護人との打合せの秘密は、不可侵である。

**第31条** (1) すべての犯罪被疑者は、法律で定められた期間内に、司法機関に引渡されなければならない。

(2) 何人も強制的に有罪の自白をさせられ、その自白のみをもって有罪であるとされてはならない。

(3) 被告人は、有罪が立証され、裁判所の判決が確定されるまでは、無罪と推定される。

(4) 被告人の権利に対しては、裁判が行われるために必要な程度を超える拘束があってはならない。

(5) 自由剥奪刑を受けた者に対しては、判決で制限されていない基本的権利の行使のために〔必要な〕条件が与えられる。

(6) 自由剥奪刑は、法律で定められた場所においてのみ執行される。

(7) 平和および人類に対する犯罪への訴追およびその刑罰の執行は時効により無効とはならない。

**第32条** (1) 市民の私生活は、不可侵である。各人は、その私生活および家庭生活への違法な侵害ならびにその名誉、尊厳お

よび名声の毀損からの保護を求める権利を有する。

(2) 各人は、法律で定められた場合を除き、それとは気づかずにまたはその明確な不同意に反して、尾行され、写真にとられ、撮影され、録音されまたは類似のその他の行為の対象となつてはならない。

**第33条** (1) 住居は、不可侵である。法律で明確な定めがある場合を除いて、何人も、そこに居住する者の同意なしに、住居の中に入ることもまたは居残ることもできない。

(2) そこに居住する者の同意なしに、または司法機関の許可なしに、住居に入ることまたは居残ることは、直接に目前に差し迫つたまたは始まつた犯罪の防止、犯罪者の逮捕、ならびに極度に必要の場合においてのみ、認められる。

**第34条** (1) 文通およびその他の通信の自由および秘密は、不可侵である。

(2) その規則からの例外は、重大な犯罪の暴露または防止の必要があつたときに、司法機関の許可がある場合に限られる。

**第35条** (1) 各人は、その居住地を自由に選択し、国の領土を自由に移動し、および国外に自由に出国する権利を有する。この権利は、国民の安全保障、国民の健康、その他の市民の権利と自由を保護する場合に限って、法律によってのみ制限することができる。

(2) 全てのブルガリア市民は、自由に帰国する権利を有する。

**第36条** (1) ブルガリア語の習得および使用は、ブルガリア人の権利および義務である。

(2) ブルガリア語が母語ではない市民は、ブルガリア語の義務的習得と共に、母語の習得および使用の権利を有する。

(3) 公用語のみを使用しなければならない

い場合は、法律で定められる。

**第37条** (1) 良心の自由、思想の自由および信仰の選択、有神論または無神論の選択は、不可侵である。国家は、異なる信仰のある人々の間および信仰のある人々と信仰のない人々との間で寛容および尊敬が維持されるように支援する。

(2) 良心と信仰の自由は、国民の安全保障、社会秩序、国民の健康および道徳、またはその他の市民の権利と自由を害する方向に向けられてはならない。

**第38条** 何人も、その信念のゆえに迫害され、またはその権利が制限されてはならず、もしくは自分の信念または他人の信念についての情報を提供することを義務づけられ、または強制されてはならない。

**第39条** (1) 各人は、意見を表現し、また言語を通じて、すなわち書面または口頭で、音声、映像あるいはその他の方法でそれを普及する権利をもつ。

(2) この権利は、他人の権利および名声を奪うため、および憲法で定められた秩序の強制的な変更、犯罪の実行、敵意の強化または他人の人格への強制を訴えるために用いてはならない。

**第40条** (1) 印刷物およびその他のマスメディアは、自由であつて、検閲を受けてはならない。

(2) 印刷物またはその他の情報手段の差止めおよび押収は、良俗の侵害または憲法で定められた秩序の強制的な変更、犯罪の実行、もしくは他人の人格への強制が問われている場合において、司法機関の判決にもとづいてのみ許される。24時間以内に押収がない場合、差止めはその効力を失う。

**第41条** (1) 各人は、情報を捜し、受けとりおよび普及する権利をもつ。その権利の実現は、その他の市民の権利および名声、国民の安全保障、社会秩序、国民的健

康および道徳を害してはならない。

(2) 市民は、適法な興味ある情報を国家機関または組織から受けとる権利をもつ。但し、その情報は、国家秘密または法律によって保護されたその他の秘密、あるいは他人の権利を害する情報であってはならない。

**第42条** (1) 禁止命令を受けた者および収監されている者を除いて、満18歳になった市民は、国家および地方自治体の機関を選び、および国民投票に参加する権利をもつ。

(2) 選挙および国民投票の実施の組織および手続きは、法律で定められる。

**第43条** (1) 市民は、平和的に、武器を携帯しないで集会し、余威行進する権利をもつ。

(2) 集会および示威行進の準備およびその実行手続きは、法律で定められる。

(3) 室内集会には、許可を必要としない。

**第44条** (1) 市民は、自由に団結することができる。

(2) 主権、国の領土的保全、国民統一に反する活動を行う組織、人権、民族的、種族的または宗教的反目、市民の権利および自由の侵害を扇動する組織、また同様に秘密のもしくは武装構造のある組織、またはその目的を暴力的に達成しようとする組織は、これを禁止する。

(3) 法律は、登録すべき組織、その解散の手続き、および組織と国家との相互関係を定める。

**第45条** 市民は、国家機関への訴え、提案および請願を提出する権利をもつ。

**第46条** (1) 結婚は、男と女の間での自発的結合である。合法的な結婚は、民事婚のみである。

(2) 夫婦は、婚姻および家族関係におい

てひとしい権利および義務をもつ。

(3) 結婚の形態、その締結および解消の条件および手続き、夫婦の間での身分的、財産的關係は、法律で定められる。

**第47条** (1) 成人になるまでの子供の養育および教育は、両親の権利および義務であり、国家からの支援を受ける。

(2) 母親は、産前産後の有給休暇、無料産院の世話、労働の軽減およびその他の社会的援助というような国家の特別な保護を享受する。

(3) 婚外子は、嫡出子とひとしい権利をもつ。

(4) 近親者の世話のない子供〔捨て子〕は、国家および社会の特別な保護の下にある。

(5) 親権の制限または喪失に関する条件および手続きは、法律をもって定められる。

**第48条** (1) 市民は、労働の権利をもつ。国家は、その権利の実現のための条件の整備につとめる。

(2) 国家は、身体的および精神的障害者の労働の権利を実現するための条件を整備する。

(3) 各市民は、自己の職業および仕事を自由に選択する。

(4) 何人も、強制労働をさせられてはならない。

(5) 労働者および職員は、健康的で安全な労働条件のもとで働く権利、最低限度の労働報酬および実際に遂行した仕事に応じた給料、ならびに法律で定められた条件および手続きのもとでの休息と休暇の権利をもつ。

**第49条** (1) 労働者および職員は、労働および社会保障の分野におけるみずからの利益を保護するために、労働組合および同盟に団結する権利をもつ。

(2) 雇用者は、その経済的利益を保護するために、団結する権利をもつ。

**第50条** 労働者および職員は、その集団的な経済的社会的利益を保護するために、ストライキの権利をもつ。この権利は、法律で定められた条件および手続きの下で実現される。

**第51条** (1) 市民は、社会保障および生活援助をうける権利がある。

(2) 一時的に仕事を失った市民は、法律で定められた条件および手続きの下で社会保障を受ける。

(3) 近親者がおらず、かつ、みずからの財産により扶養されえない老人、ならびに身体的精神的障害者は、国家および社会の特別な保護の下に置かれる。

**第52条** (1) 市民は、法律で定められた条件および手続きの下で、利用しやすい医療を保障するような健康保険、および無料の医療を受ける権利がある。

(2) 市民の医療は、法律で定められた条件および手続きの下で、国家予算、雇用者、個人的および集団的の保険料、ならびにその他の財源から資金の調達がなされる。

(3) 国家は、市民の健康を保護し、スポーツおよび観光旅行の発達を奨励する。

(4) 何人も、法律で定められた場合を除いて、強制的に医療および衛生的処置を受けてはならない。

(5) 国家は、全ての医療施設、ならびに医薬品、生物学的製剤および医療機械の生産およびそれらの販売に対して管理を行う。

**第53条** (1) 各人は、教育をうける権利をもつ。

(2) 16歳までの学校教育は、義務的である。

(3) 国立および自治体立の学校での初等

教育および中等教育は無料である。法律によって定められた条件の下で、国立大学での教育は無料である。

(4) 大学は、学問的な自治権を享受する。

(5) 市民および団体は、法律で定められた条件および手続きの下で、学校を設立することができる。その学校での教育は、国家からの要件に対応したものでなければならない。

(6) 国家は、学校を設立し、財政的に支援し、才能のある生徒と学生に援助を与え、職業教育および資格変更への条件を作り出すことによって、教育を奨励する。国家は、全ての種類とレベルの学校に対する管理を行う。

**第54条** (1) 各人は、国民的および全人類的文化的価値を利用する権利、並びにその民族的の所属に応じて自らの文化を發展させる権利をもつ。〔後者の権利は〕法律によって認められ、保障される。

(2) 芸術的、学術的および技術的な創造の自由は、法律によって認められ、保障される。

(3) 発明権、著作権およびこれに類する権利は、法律によって保護される。

**第55条** 市民は、定められた基準および基準指数に応じた健康のおよび快適な環境に対する権利がある。市民は、環境を保全する義務がある。

**第56条** 各市民は、その権利または適法な利益がおかされ、または脅かされた場合には、それを保護する権利をもつ。市民は国家機関に弁護人を伴って出頭することもできる。

**第57条** (1) 市民の基本的権利は、奪われえない。

(2) 権利の濫用、および他人の権利と適法な利益を害する権利の実現は、禁じられ

る。

(3) 宣戦、戦争状態またはその他の非常事態の宣言〔戒厳令〕の場合には、第28条、第29条、第31条第1項、第2項、第3項、第32条第1項、第37条に該当する権利を除いて、市民の個々の権利の実現に対する法律による一時的な制限は可能である。

**第58条** (1) 市民は、憲法および法律を守り、執行する義務がある。市民は他人の権利および適法な利益を尊重する義務を負う。

(2) 宗教的およびその他の信条は、憲法および法律で定められた義務の履行を拒否する根拠ではない。

**第59条** (1) 祖国の防衛は、ブルガリア

の各市民の義務および名誉である。祖国への反逆および裏切りは、最重大の犯罪であり、法に従いとも厳正に処罰される。

(2) 兵役義務の履行、その免除、またはそれにかわる役務への変更の条件および手続きは、法律によって定められる。

**第60条** (1) 市民は、その所得および財産に従って、法律で定められた租税および手数料を納める義務を負う。

(2) 租税の増減は、法律によってのみ定められる。

**第61条** 市民は、自然的またはその他の災害の場合に、法律で定められた条件および手続きに従って、国家および社会に協力する義務を負う。

### 第3章 国民議会

**第62条** 国民議会は、立法権を実現し、議会によるコントロールを実施する。

**第63条** 国民議会は、240人の国民代表〔国民議会議員〕からなる。

**第64条** (1) 国民議会は、4年の任期で選挙される。

(2) 国民議会の任期中または任期後に生じた戦争、戦争状態またはその他の非常事態において、その権限の期限は、このような事態がなくなるまで延長される。

(3) 新しい国民議会のための選挙は、その前の〔国民議会の〕権限の終了から遅くとも2ヵ月以内に行われる。

**第65条** (1) 国民に選挙されうるのは、他国の国籍のない21歳以上のブルガリア人であって、禁止命令を受けていない者および収監されていない者である。

(2) 公務員である国民代表の候補者は、その登録後、公務の執行を停止する。

**第66条** 選挙の合法性は、法律で定められた手続きに従って、憲法裁判所に訴えられる。

**第67条** (1) 国民代表は、彼等に投票した者だけでなく、全国民をも代表する。命令委任による拘束は、無効である。

(2) 国民代表は、憲法および法律にもとづき、自らの良心および信条に従って、行動する。

**第68条** (1) 国民代表は、その他の国家的職務につくことはできず、または法律によって国民代表の地位にふさわしくないといわれる活動をしてはならない。

(2) 大臣として選任された国民代表は、大臣の任期の間、その〔国民代表の〕権限が停止される。この場合には、法律によって定められた手続きに従って後任者が認められる。

**第69条** 国民代表は、国民議会における発言および投票に関して刑事責任を問われない。

**第70条** 国民代表は、重大犯罪をおかしなおかつ国民議会の許可、または国民議会が休会中のときその議長の許可、がある場合を除いて、逮捕されてはならない。また

彼等に対して刑事訴追が提起されてはならない。重大犯罪が現行犯である場合には、逮捕のための許可は必要とされないが、直ちに国民議会、あるいは国民議会が休会中のときその議長、に通知されなければならない。

**第71条** 国民代表は、国民議会により定められる報酬を受ける。

**第72条** (1) 国民代表の権限は、次に掲げる場合においては任期満了前に停止される。

1 国民議会への辞表の提出

2 故意犯に対する自由剥奪判決の発効、または自由剥奪判決の執行が猶予されていない場合

3 被選挙資格の欠如または兼任不能の確認

4 死亡。

(2) 第1号および第2号の場合の決定は国民議会、第3号の場合の決定は憲法裁判所により行われる。

**第73条** 国民議会の組織および活動は、憲法および国民議会により採択された規則により行われる。

**第74条** 国民議会は、常時活動する機関である。国民議会自身が、休会期間を定める。

**第75条** 新しく選ばれた国民議会は、遅くとも選挙の1ヵ月後以内に大統領により最初の会議を開くために召集される。示された期間内に、大統領が国民議会を召集しない場合、国民代表の5分の1がこれを行う。

**第76条** (1) 国民議会の最初の会議は、出席する最年長の議員により開会される。

(2) 最初の会議では国民代表は、次のように宣誓する。「ブルガリア共和国のために、国の憲法および法律を遵守し、自らの全ての行動に当たって国民の利益を指針と

する。以上宣誓する。」

(3) 国民議会の最初の会議では、議長〔一名〕および副議長〔数名〕が選任される。

**第77条** (1) 国民議会の議長は、

1 国民議会を代表し

2 会議の議題を提案し

3 国民議会の会議を開会、指導および閉会し、整然たる議事進行を確保し

4 国民議会により採択された法的アクトの内容を自分のサインによって確認し

5 国民議会により採択された決定、宣言および呼びかけを公布し

6 国民議会の国際関係を組織する。

(2) 国民議会の副議長は、議長を補佐し、議長により委ねられた活動を行う。

**第78条** 国民議会は会議開催のために、議長により召集される。

1 議長のイニシアティブによって

2 議員の5分の1の要求によって

3 大統領の要求によって

4 内閣の要求によって。

**第79条** (1) 国民議会は、その構成員のなかから常任委員会および臨時委員会を選出する。

(2) 常任委員会は、国民議会の活動を補佐し、その名をもって議会によるコントロールを実施する。

(3) 調査および検査のために臨時委員会が選ばれる。

**第80条** 公務員および市民は、召喚された場合には、議会の委員会に出頭し、要求された情報および資料を提出しなければならない。

**第81条** (1) 国民議会は、議員の過半数が出席するときに、会議をひらき、そのアクトを採択することができる。

(2) 国民議会は、憲法がその他の多数を必要とする場合を除き、出席する国民代表

の過半数をもって、法律およびその他のアクトを採択する。

(3) 投票は、憲法によって、または国民議会の決議をもって、秘密投票によると定められた場合を除いて、個人的、かつ、公然である。

**第82条** 国民議会の会議は、公開である。例外として、国民議会は、個別の会議を非公開とすることを決定することができる。

**第83条** (1) 内閣の構成員〔大臣〕は、国民議会および議会委員会の会議に参加することができる。彼等からの要求があった場合には、優先的にその発言を聴く。

(2) 国民議会および議会委員会は、大臣をその会議に出席させ、質問に回答させることができる。

**第84条** 国民会議は、

1 法律を採択、改正、追加および廃止し

2 国家予算およびその執行に関する報告を採択し

3 租税およびその額を定め

4 共和国大統領の選挙を公示し

5 国民投票の実施を決定し

6 総理大臣、およびその提案をもって内閣を、選任しおよび解任し、総理大臣の提案をもって内閣を改造し

7 総理大臣の提案をもって、省を設置し、組織変更しおよび廃止し

8 ブルガリア国立銀行の総裁および法律で定められたその他の機関の指導者を選任しおよび解任し

9 国債を対象とする契約の締結に賛成し

10 戦争の宣言および平和条約の締結に関する問題を解決し

11 ブルガリア軍隊の国外への派遣および使用、ならびに外国軍隊の国の領土への

駐留またはその領土の横断の可否を決定し

12 大統領または内閣の提案をもって、国の全土またはその一部における戦争状態またはその他の非常事態を宣言し

13 恩赦を与え

14 勲章および記章の制度を定め

15 公式の祝日を定める。

**第85条** (1) 国民議会は、法律をもって〔次に掲げる〕条約を批准しまたは廃棄する。

1 政治的または軍事的性格のある条約

2 ブルガリア共和国の国際組織への参加に関する条約

3 ブルガリア共和国の国境の変更を定める条約

4 国家に対する財政上の義務を含む条約

5 国際紛争の解決のために和解または裁判訴訟への国家の参加を定める条約

6 基本的人権に関する条約

7 法律の効力に関する条約またはその実施には立法的性格の措置が必要とされる条約

8 明確に批准を求める条約。

(2) 国民議会により批准された条約は、それに〔条約に〕定められた手続き、または一般に認められた国際法規範に従ってのみ改正または廃棄することができる。

(3) 憲法の改正を必要とする国際条約の締結は、その改正の採択後になされる。

**第86条** (1) 国民議会は、法律、決定、宣言および呼びかけを採択する。

(2) 国民議会の法律および決定は、全ての国家機関、組織および市民に対して拘束力を有する。

**第87条** (1) 立法発議権は、国民代表の全員および内閣に属する。

(2) 国家予算に関する法案は、内閣により作成され、提出される。

**第88条** (1)法律は、審議され、および別の会議にまたがって行われる二度の投票をもって採択される。例外として、国民議会は、二度の投票が一つの会議において行われることを決定することができる。

(2) 国民議会のその他のアクト〔決定、宣言、呼びかけ〕は、一度の投票で採択される。

(3) 採択された〔各種の〕アクトは、採択から遅くとも15日後に官報で公布される。

**第89条** (1) 国民代表の5分の1は、内閣に対して不信任投票をなすことを国民議会に提案することができる。国民代表の過半数をもってその提案は可決される。

(2) 国民議会が総理大臣または内閣に対して不信任投票を行った場合には、総理大

臣は、内閣の辞表を提出する。

(3) 国民議会が内閣に対する不信任投票提案を否決した場合には、同様の根拠に基づく不信任の新提案は、次の6ヵ月以内に提出してはならない。

**第90条** (1) 国民代表は、内閣または個別の大臣に対して質問をし、説明を求める権利がある。内閣または個別の大臣はこれに回答する義務を負う。

(2) 国民代表の5分の1の提案で、質問に関する議論がなされ、および決定が採択される。

**第91条** (1) 国民議会は、予算の実施を管理する会計検査院を選任する。

(2) 会計検査院の組織、権限およびその活動手続きは、法律で定められる。

## 第4章 共和国大統領

**第92条** (1) 大統領は、国家元首である。大統領は、国民の統一を体現し、国際関係においてブルガリア共和国を代表する。

(2) 大統領は自らの活動において副大統領の援助をうける。

**第93条** (1) 大統領は、直接に選挙人によって、5年間の任期で、法律に定められた手続きに従って、選挙される。

(2) 大統領に選挙されるうるのは、出生によるブルガリア市民で、40歳に達し、国民代表に選挙されるための要件を充足し、それ以前の5年にわたって国内に定住していた者である。

(3) 選挙人の過半数が投票に参加した場合、有効投票の過半数を獲得した候補者が当選する。

(4) 候補者のだれも当選しなかった場合には、7日後に新選挙が行われ、最も多い票数を獲得した2人の候補者がそれに参加

する。より多い票数を獲得した候補者が当選する。

(5) 新大統領の選挙の実施は、現大統領の権限の満期前3ヵ月より早く2ヵ月より遅くしてはならない。

(6) 大統領選挙の適法性に関する紛争は、選挙後1ヵ月以内に憲法裁判所により解決される。

**第94条** 副大統領は、大統領と同時にかつ、同一のリストで、大統領選挙の要件および手続きに従って、選挙される。

**第95条** (1) 大統領および副大統領が同じ職に再選されうるのは、あと1期のみである。

(2) 大統領および副大統領は、国民代表〔国民議会議員〕であってはならないし、その他の国家的、社会的および経済的活動をしてはならないし、また政党の指導に参加してはならない。

**第96条** 大統領および副大統領は、国民

議会の前で第76条 2 項に定める宣誓を行う。

**第97条** (1) 大統領および副大統領の権限が、任期満了前に終了する場合は、次の通りである。

- 1 憲法裁判所に辞表を提出する場合。
- 2 重病でひきつづき権限を実行できない場合。
- 3 第103条の要件に合致する場合。
- 4 死亡。

(2) 第1号および第2号の場合には、大統領および副大統領の権限は、それに示された事実が憲法裁判所により確定された後、終了する。

(3) [大統領に関して] 第1項の場合には、副大統領は、その任期の終了まで大統領の職につく。

(4) 副大統領が[大統領の]職につくことができない場合には、大統領の権限は、大統領および副大統領の選挙まで国民議会議長により実行される。この場合においては、2ヵ月以内に大統領および副大統領の選挙が行われる。

**第98条** 共和国大統領は、

1 国民議会および地方自治体機関の選挙を公示し、国民議会の決議があれば、国民投票日を定め

2 国民および国民議会へのアピール[呼びかけ]を出し

3 法律で定められた場合には、条約を締結し

4 法律を公布し

5 内閣の提案をもって、行政地区の境界および中心地の変更を確定し

6 内閣の提案をもって、国際機関におけるブルガリア共和国の外交代表団長および常任代表者を任命および解任し、ならびに国に派遣された外国の外交代表者の信任状および召還状〔解任状〕を受けとり

7 法律で定められたその他の公務員を任命および解任し

8 勲章および記章を与え

9 ブルガリア国籍を付与しおよび回復し、ブルガリア国籍から離脱せしめおよびこれを剥奪し

10 亡命を認め

11 恩赦の権利を行使し

12 徴収不能となった国への債務を取り消し

13 国民的意義のある客体および居住地区に名称を与え

14 その権限の範囲内にある主要問題に関して国民議会に情報を提出する。

**第99条** (1) 大統領は、諸議会グループと協議の後、人数の一番多い議員グループにより指名された総理大臣候補者に政府の組織を命ずる。

(2) 7日以内に総理大臣候補者が内閣の構成を提案することができない場合には、大統領は、第二番目に人数の多い議員グループにより指名された総理大臣候補者に内閣の構成の提案を命ずる。

(3) その場合にも内閣の構成に関する提案が提出されない時には、大統領は、前項の期間内にその次の議員グループに総理大臣候補者を指名することを命ずる。

(4) 銓衡が成功に終わったときには、大統領は、国民議会に総理大臣候補者を選任することを提案する。

(5) 組閣に関して合意に達しない時には、大統領は管理内閣を任命し、国民議会の解散し、第64条 3 項に定められた期間内に新選挙を公示する。国民議会の解散に関する大統領令には、新国民議会の選挙日も定められる。

(6) 本条第1項ないし第5項による組閣手続きは、第111条第1項の場合にも適用される。

(7) 第5項および第6項の場合には、大統領は、その任期の最後の3ヵ月において、国民議会を解散することができない。その期間内に議会が組閣しえない場合には、大統領は管理内閣を任命する。

**第100条** (1) 大統領は、ブルガリア共和国軍の最高司令官である。

(2) 大統領は、軍隊の最高指揮官を任命および解任し、内閣の提案により、軍人の最高階級称を与える。

(3) 大統領は、国民防衛（安全）諮問会議の議長であり同会議の地位は法律で定められる。

(4) 大統領は、内閣の提案により、法律に従って総動員令または部分的動員令を発する。

(5) 大統領は、国民議会が休会中の時、国に対する武力攻撃に際し、または国際義務の即時履行の必要性に際し、戦争状態を宣言し戒厳令またはその他の緊急事態を宣言する。その場合、国民議会が直ちに召集され、その決定を追認する。

**第101条** (1) 第88条第3項に定める期間内に、大統領は、その理由の説明とともに、法律を新たに審議するために国民議会にさし戻すことができる。それを大統領に対して拒否することはできない。

(2) 国民議会は、国民代表全員の過半数をもって、再びその法律を採択する。

(3) 国民議会により再び採択された法律は、〔大統領がこれを〕受けとった日から7日以内に大統領により公布される。

**第102条** (1) その権限の行使との関係で、大統領は、大統領令を発し、アピール〔呼びかけ〕および教書を出す。

(2) 大統領令は、総理大臣または関連する大臣がそれに署名する。

(3) 署名することが必要ではない大統領令は、次の通りである。

1 管理内閣の任命に関する大統領令

2 組閣のために〔総理大臣候補者の〕選考期間を定める大統領令

3 国民議会を解散する大統領令

4 国民議会によって採択された法律を再審議のためにさし戻す大統領令

5 大統領館邸における職務の組織およびその活動手続きを定め、人員を任命する大統領令

6 選挙および国民投票を公示する大統領令

7 法律を公布する大統領令。

**第103条** (1) 大統領および副大統領は、反逆および憲法違反の場合を除いて、その機能を行使するときの行為に関して責任を負わない。

(2) 弾劾は、少なくとも議員の4分の1の提案によって提起され、議員の3分の2以上がそれに賛成した場合に、国民議会において成立する。

(3) 憲法裁判所は、弾劾の提起から1ヵ月以内に、大統領および副大統領に対する弾劾を審議する。大統領または副大統領が反逆または憲法違反をしたことが確定された場合には、その権限は停止される。

(4) 大統領および副大統領は、逮捕され、および彼等に対して刑事訴訟が提起されることはありえない。

**第104条** 大統領は、第98条第7号、第9号、第10号および第11号に定める権限を副大統領に委譲することができる。

## 第5章 内閣

**第105条** (1) 内閣は、憲法および法律に従って、内外の国政を指導しおよび実行

する。

(2) 内閣は、社会秩序および国民的安全

を確保し、国家行政機関および軍隊の一般の指導を実施する。

**第106条** 内閣は、国家予算の実行を指導し、国有財産の管理を組織し、法律で定められた場合に条約を締結、確認および廃棄する。

**第107条** 内閣は、大臣による違法または不適当なアクトを取り消す。

**第108条** (1) 内閣は、総理大臣、数名の副総理大臣および各大臣から構成される。

(2) 総理大臣は、内閣の一般的政策を指導および調整し、この一般的政策に関して責任を負う。内閣は副大臣を任命および解任する。

(3) 大臣は、国民議会が別様の決定をした場合を除いて、個別の省を指導する。大臣は自らの行為に関して責任を負う。

**第109条** 内閣の構成員は、国民議会において第76条2項に定める宣誓を行う。

**第110条** 内閣の構成員となりうるのは、国民代表の選挙のための要件に合致するブルガリア市民のみである。

**第111条** (1) 内閣の権限は、次に掲げる場合において終了する。

1 内閣または総理大臣に対する不信任の可決がある場合

2 内閣または総理大臣の辞任が採択された場合

3 総理大臣の死亡の場合。

(2) 内閣は、新たに選挙された国民議会にその辞任を申し出る。

(3) 前項の場合において、内閣は新内閣の選任までその機能を行う。

**第112条** (1) 内閣は、その全体の政策、そのプログラムまたは具体的な件に関して、信任投票をすることを国民議会に求めることができる。決定は出席議員の過半数をもって採択される。

(2) 内閣が求められた信任を受けなかった場合には、総理大臣は内閣の辞任を申し出る。

**第113条** (1) 内閣の構成員は、国民代表の地位にふさわしくない職務につきおよびそのような活動を行うことができない。

(2) 国民議会は、内閣の構成員が就任してはならないその他の職務または行ってはならないその他の活動を定めることができる。

**第114条** 法律にもとづきおよび法律の実施のために、内閣は、政令、命令および決定を採択する。政令によって、内閣は、規則および法規をも採択する。

**第115条** 大臣は、規則、法規、訓令および指令を発する。

**第116条** (1) 国家公務員は、国民の意見および利益の執行者である。その職務を執行するに際し、法律のみに従い、政治的に不偏不党でなければならない。

(2) 国家公務員が任命および解任され、政党および労働組合に参加し、ストライキを行う権利を行使するための条件は、法律によって定められる。

## 第6章 司法権

**第117条** (1) 司法権は、市民、法人および国家の権利および適法な利益を保護する。

(2) 司法権は、独立である。その職務を行うにあたり、裁判官、参審員、検察官お

および予審官は、法律にのみ従う。

(3) 司法権は、独自の予算をもつ。

**第118条** 裁判は、国民の名において行われる。

**第119条** (1) 裁判は、最高破棄裁判所、

最高行政裁判所、控訴裁判所、管区裁判所、軍事裁判所および地区裁判所により行われる。

(2) 法律によって専門裁判所も設置することができる。

(3) 臨時裁判所〔の設置〕は、許されない。

**第120条** (1) 裁判所は、行政機関のアクトおよび行為の適法性を管理する。

(2) 市民および法人は、自己の権利を害する全ての行政的アクトを争うことができる。但し、法律によって明示されたアクトは除く。

**第121条** (1) 裁判所は、法廷手続において両当事者の平等および当事者弁論主義への条件を確保する。

(2) 訴訟手続きは、真実の確定を保障する。

(3) 全ての裁判所における事件の裁判は、法律が別様に定める場合を除いて、公開である。

(4) 判決は、その理由の説明を包含する。

**第122条** (1) 市民および法人は、訴訟の全ての段階において弁護人をつける権利をもっている。

(2) 弁護人をつける権利の行使手続きは、法律で定められる。

**第123条** 法律に定められた場合、裁判に参審員も参加する。

**第124条** 最高破棄裁判所は、全ての裁判所による法律の正確にして同一の適用に対する最高司法監督を行う。

**第125条** (1) 最高行政裁判所は、行政裁判において法律の正確および同一の適用に対する最高司法監督を行う。

(2) 最高行政裁判所は、内閣および大臣のアクト、ならびに法律で定められたその他のアクトの適法性に関する論争に関して

判示する。

**第126条** (1) 検察庁の組織は、裁判所の組織に応じる。

(2) 検事総長は、検察官全員の活動の適法性を監督し、検察官全員の活動を方法的に指導する。

**第127条** 検察庁は、適法性〔法秩序〕の遵守を次のように追求する。

1 犯罪を行った者の刑事責任を問い、一般的性格の刑事事件において訴追を維持し

2 刑罰措置およびその他の強制措置の実施に関する監督を行い

3 違法判決の取消しを求める行為に着手し、

4 法律で定められた場合には、民事訴訟および行政事件に参加する。

**第128条** 予審機関は、司法権制度に属する。予審機関は、刑事事件に関する事前の取調べを行う。

**第129条** (1) 裁判官、検察官および予審官は、最高司法会議により就任、昇進、降職、転勤および解任を命じられる。

(2) 最高破棄裁判所長、最高行政裁判所長および検事総長は、再選への権利を有しない7年間の任期で、最高司法会議の提案によって、共和国大統領により任命および解任される。大統領は、再度にわたる提案の場合には、任命または解任を拒否することはできない。

(3) 裁判官、検察官および予審官は、その職務に3年の勤続期間を経た後に、その身分が保障される。彼等は、定年、辞任の申し出、故意犯罪に対する自由剥奪判決の発効、および1年間以上にわたりその職務を履行することが恒常的に不可能な場合においてのみ、解任される。

**第130条** (1) 最高司法会議は、25名の構成員により構成される。最高破棄裁判所

長、最高行政裁判所長および検事総長は、職務上その構成員である。

(2) 職務上の委員ではない最高司法会議の委員としては、少なくとも15年間の法律職の経歴を有する、高度の職業的および道徳的な資質のある法律家を選ばれる。

(3) 最高司法会議の構成員のうち11名は国民議会により、その他の11人の委員は司法機関により選ばれる。

(4) 最高司法会議の選任委員の任期は、5年間である。その任期の満期の直後、彼等を再選することはできない。

(5) 最高司法会議の議長は、法務大臣である。彼は投票に参加しない。

**第131条** 裁判官、検察官および予審官の任命、昇進、降職、転勤および解任に関する最高司法会議の決議、および第129条2項の定めによる提案は、秘密投票で採択される。

**第132条** (1) 裁判官、検察官および予審官は、国民代表の免責特権を有する。

(2) 法律で定められた場合において、裁判官、検察官および予審官の免責特権の取消決定は、最高司法会議により採択される。

**第133条** 最高司法会議、裁判所、検察機関および予審機関の組織および活動、ならびに裁判官、検察官および予審官の身分、裁判官、参審員、検察官および予審官の任命、解任およびその責任を問う条件および手続きは、法律で定められる。

**第134条** (1) 弁護士団体は、自由、独立および自治的である。弁護士団体は、市民および法人の権利および合法的利益の擁護において、かれらを援助する。

(2) 弁護士団体の組織および活動手続きは、法律で定められる。

## 第7章 地方自治および地方行政

**第135条** (1) ブルガリア共和国の領土は、地方自治体および州に区分される。首都地方自治体およびその他の大都市の地域的区分および権限は、法律で定められる。

(2) その他の行政地域単位およびそこにおける自治機関は、これを法律で設置することができる。

**第136条** (1) 地方自治体は、地方自治が行われる基本的な行政地域単位である。市民は、彼等により選ばれた地方自治機関を通じて、また同様に国民投票および住民総会を通じて直接に地方自治体の管理に参加する。

(2) 地方自治体の境界は、住民の意見を徴してのち定められる。

(3) 地方自治体は、法人である。

**第137条** (1) 地域的自治体は、共通の問題の解決のために連合することがで

きる。

(2) 法律は、地方自治体の連合のための条件を定める。

**第138条** 地方自治体の自治機関は、当該地方自治体の住民により、4年間の任期で、法律で定められた手続きに従って選ばれる地方自治体会議である。

**第139条** (1) 地方自治体における行政機関は、市長である。市長は、住民または地方自治体会議により、4年間の任期で、法律で定められた手続きに従って選ばれる。

(2) その活動において、市長は、法律、地方自治体会議のアクトおよび住民の決議によって指導される。

**第140条** 地方自治体は、地域社会の利益のために使用する自己の財産に対する所有権を有する。

**第141条** (1) 地方自治体は、独立の予算を持つ。

(2) 地方自治体の恒常的財源は、法律で定められる。

(3) 国家は、〔国家〕予算の資金およびその他の方法で、地方自治体の正常な活動を支援する。

**第142条** 州は、地方政策の実施、地域における国家行政の実現、および国の利益と地方の利益との一致の確保のための行政的地域単位である。

**第143条** (1) 州の行政は、州行政機関により助力される州知事により行われる。

(2) 州知事は、内閣により任命される。

(3) 州知事は、国家政策の実施を確保し、国民の利益、法秩序および社会秩序の保護に関する責任を負い、および行政的管理を実現する。

**第144条** 中央国家機関および地方におけるその代表者は、法律で定められた場合においてのみ、地方行政機関のアクトの適法性を監督する。

**第145条** 地方自治体会議は、その権力を奪うアクトおよび行為を裁判所において争うことができる。

**第146条** 地方自治体機関および地方行政機関の組織および活動手続きは、法律で定められる。

## 第8章 憲法裁判所

**第147条** (1) 憲法裁判所は、12名の裁判官から構成され、そのうち3分の1が国民議会によって選ばれ、3分の1が大統領によって任命され、3分の1が最高破棄裁判所および最高行政裁判所の裁判官の総会において選ばれる。

(2) 憲法裁判所の裁判官の任期は9年である。彼等は、同一の職務に再任されることがない。憲法裁判所の委員は、3年毎に、法律で定められた順序に従って各割当分が更新される。

(3) 憲法裁判所の裁判官として選ばれるのは、高度の専門的および道徳的な資質をそなえ少なくとも15年間の法律家としての職歴を有する法律家である。

(4) 憲法裁判所の裁判官は、秘密投票により3年間の任期で、裁判所長を選出する。

(5) 憲法裁判所の構成員の地位は、被選出代表者の地位、国家公務員または社会公共団体職員の地位、政党または労働組合への所属、および自由業、商業活動またはその他の有給の職業活動と両立しえない。

(6) 憲法裁判所の構成員は、国民代表の免責特権を有する。

**第148条** (1) 憲法裁判所の裁判官の任期は、次に掲げる場合において、終了する。

1 任期満了の場合

2 憲法裁判所に辞表を提出する場合

3 故意犯に対する自由剥奪判決の発効の場合

4 1年間以上その職務の実行が事実上不可能な場合

5 第147条第5項に定める職務および活動と両立しえない場合

6 死亡の場合。

(2) 憲法裁判所は、秘密投票で、裁判官の全員の少なくとも3分の2の多数をもって、裁判官の免責特権を取消し、裁判官がその義務を実行する事実上の不可能性を確定する。

(3) 憲法裁判所の裁判官の任期の終了の場合、1ヵ月以内に照応する割当分においてその後任が選ばれる。

**第149条** (1) 憲法裁判所は、

- 1 憲法の義務的解釈を与え
  - 2 法律および国民議会のその他のアクト、ならびに大統領のアクトの憲法違反の確定を求める訴えにつき判決を下し
  - 3 国民議会、大統領および内閣の間における、ならびに地方自治体機関と中央執行機関との間での権限論争を解決し
  - 4 その批准の前にブルガリア共和国により締結された条約の憲法適合性、および一般的に承認された国際法規範およびブルガリアが当事者である条約への適合性につき判決を下し
  - 5 政党および団体の合憲性に関する紛争につき判決を下し
  - 6 大統領および副大統領の選出の適法性に関する紛争につき判決を下し
  - 7 国民代表の選出の適法性に関する紛争につき判決を下し
  - 8 大統領および副大統領に対する国民議会により提起された弾劾につき判決を下す。
- (2) 法律によって憲法裁判所の権限が与えられ、または奪われることはありえない。

い。

**第150条** (1) 憲法裁判所は、国民代表の少なくとも5分の1、大統領、内閣、最高破棄裁判所、最高行政裁判所および検事総長の提案〔イニシアチブ〕によって、行動する。前条第1項第3号に定める権限論争は、地方自治体会議もこれを提起することができる。

(2) 法律と憲法との不適合性を確定したときに、最高破棄裁判所または最高行政裁判所は、その手続きを停止して、憲法裁判所にその問題を提起する。

**第151条** (1) 憲法裁判所は、裁判官の全員の過半数をもって、判決を下す。

(2) 憲法裁判所の判決は、その判決後15日以内に官報で公布される。判決は、その公布から3日後に発効する。違憲とされたアクトは、判決の発効日から適用されない。

(3) 法律の違憲とされなかった部分は、その効力を失わない。

**第152条** 憲法裁判所の組織および活動手続きは、法律で定められる。

## 第9章 憲法の改正・追加、新憲法の採択

**第153条** 国民議会は、大国民議会の権限とされたものを除いて、憲法の全ての規定を改正および補足することができる。

**第154条** (1) 憲法の改正および補足に関する発議権は、国民代表の4分の1および大統領に属する。

(2) 議案は、その提出後1ヵ月から3ヵ月以内に、国民議会により審議される。

**第155条** (1) 国民議会は、違う日に行われる三回の投票を通じて、国民代表全員の4分の3の多数をもって、憲法の改正または補足に関する法律を採択する。

(2) 議案に関して国民代表全員の4分の3未満3分の2以上の賛成投票があった場

合には、その後2ヵ月から5ヵ月以内に、議案は再審議される。新審議においては、議案に関して国民代表全員の3分の2以上の賛成投票があった場合に議案は採択される。

**第156条** 憲法の改正または補足に関する法律は、国民議会議長により署名され、その採択後7日以内に官報で公布される。

**第157条** 大国民議会は、一般手続きに従って選任された400人の国民代表によって構成される。

**第158条** 大国民議会は、

- 1 新憲法を採択し
- 2 ブルガリア共和国の領土の変更に關

する問題について決定を下し、このような変更を規定する条約を批准し

3 国家構造の形態および国家管理の形態における変更に関する問題について決定を下し

4 憲法第5条第2項および第4項ならびに第57条第1項および第3項の改正について決定を下し

5 憲法第9章の改正および補足について決定を下す。

**第159条** (1) 前条における発議権は、国民代表の少なくとも2分の1および大統領に属する。

(2) 新憲法草案、または現行憲法の改正案、ならびに第158条に定める国の領土の変更に関する提案は、その提出後2ヵ月から5ヵ月以内に、国民議会により審議される。

**第160条** (1) 国民議会は、大国民議会の選挙が行われることに関して国民代表の総数の3分の2の多数をもって、決定を下す。

(2) 大統領は、国民議会の決議後3ヵ月以内に、大国民議会の選挙を公示する。

(3) 大国民議会の選挙の実施と同時に、国民議会の権限は停止される。

**第161条** 大国民議会は、提出された議案に関して、違う日に行われる三回の投票を通じて、国民代表全員の3分の2の多数をもって、決定を採択する。

**第162条** (1) 大国民議会は、その目的のために選挙が行われた憲法の問題のみに関して決定を下す。

(2) 緊急な場合に、大国民議会は、国民議会の権限をも実現する。

(3) 大国民議会の権限は、その目的のために選挙が行われた問題に関して最終的に決定を下した後、停止される。この場合には、大統領は、法律で定められた手続きに従って、選挙を公示する。

**第163条** 大国民議会のアクトは、その議長により署名され、その採択後7日以内に公布される。

## 第10章 紋章、国璽、国旗、国歌、首都

**第164条** ブルガリア共和国の紋章は、暗紫色の楕形を背景とした直立の黄金獅子である。

**第165条** 国璽には、ブルガリア共和国の紋章が描かれている。

**第166条** ブルガリア共和国の国旗は、上から下へ水平に並べた白、緑、赤からなる3色旗である。

**第167条** 国璽が押される方法、および国旗がかかげられる方法は、法律で定められる。

**第168条** ブルガリア共和国の国歌は、「ミラ・ロディノ [Mila Rodino]」という歌である。

**第169条** ブルガリア共和国の首都は、ソフィア市である。

## 経過規定および雑則

§ 1 (1) 憲法の採択後、大国民議会は自ら解散する。

(2) 大国民議会は、新国民議会の選任ま

でに、国民議会の権限を実行し続ける。その間に、大国民議会は、国民議会、大統領、地方自治体機関の選挙に関する法律、

およびその他の法律を採択する。同じ期間において、憲法裁判所および最高司法会議が設置される。

(3) 憲法発効後の国民議会の第 1 回会議において、国民代表、大統領、副大統領および内閣構成員は、本憲法で定められた宣誓をする。

§ 2 最高破棄裁判所および最高行政裁判所の選挙まで、憲法第 130 条第 3 項および第 147 条第 1 項によるこれら裁判所の権限は、ブルガリア共和国最高裁判所により実行される。

§ 3 (1) 現行の法律規定は、憲法に反しない限り、適用される。

(2) 憲法の発効後 1 年間に以内に、国民議会は、憲法第 5 条第 2 項の直接的効力によって廃止されていない現行の法律規定を廃止する。

(3) 国民議会は、3 年以内に、憲法に明確に指定された法律を採択する。

§ 4 憲法で定められた司法権の組織は、§ 3 第 2 項の期間中に採択しなければならぬ組織および手続きに関する新法律の採択後に、その効力が生ずる。

§ 5 裁判官、検察官および予審官は、最高司法会議がその設置後 3 ヶ月以内に専門的資質を欠くと決定しない限り、身分が

保障される。

§ 6 「ブルガリア国民テレビ」、 「ブルガリア国民ラジオ」 および 「ブルガリア電信社」 に関する新法が制定されるまで、国民議会は、これらの国民事業体に対して大国民議会議長が持っている権限を実行する。

§ 7 (1) 国民議会議長および地方自治体機関の選挙は、大国民議会議長の自己解散後 3 ヶ月以内に行われる。選挙日は、憲法 98 条第 1 号上の権限に照応して、大統領により定められる。

(2) 大統領および副大統領の選挙は、国民議会議長の選挙後 3 ヶ月以内に行われる。

(3) 大統領および副大統領の選任まで、議長（大統領）および副議長（副大統領）は、本憲法上の大統領および副大統領の権限を執行する。

§ 8 内閣は、新内閣の構成まで、本憲法上の権限を執行し続ける。

§ 9 本憲法は、大国民議会議長により官報で公布される日に発効し、1971 年 5 月 18 日に採択されたブルガリア共和国憲法（官報 1971 年第 39 号で公布され、官報 1990 年第 6 号で改正され、官報 1990 年第 29 号で改正、増補され、官報 1990 年第 87 号、第 94 号で改正され、官報 1990 年第 98 号で訂正された）を失効せしめる。